

「教科に関する科目」の一考察 ——「異文化理解」をめぐる——

佐々木 隆

プロローグ

これまで拙著「教員養成のための英語教育」⁽¹⁾、「学習指導要領と英語教員養成」⁽²⁾、『『教科に関する科目』と英語教員養成』⁽³⁾の中で浮かび上がって来たのは、「教科に関する科目」の区分「異文化理解」の取扱いとその実態である。本稿では、英語教員養成における「教科に関する科目」のうち「異文化理解」に注目し、現在の英語教育の中で、「異文化理解」がどのようにあるべきなのか、また、今後どのような可能性を秘めているのかを考察していきたい。

1 「教科に関する科目」とは何か

日本の教員養成、特に戦後の教員養成は「大学における教員養成」と「教員免許状の開放性」の原則に基づいている。戦前の師範学校・高等師範学校による閉鎖的な教員養成から一般の大学で法的基準をもとに教員養成が可能となった。⁽⁴⁾

大学の教員養成では、教育職員免許法施行規則によって免許取得に必要な最低修得単位数は高等学校一種の免許の場合には、「教科に関する科目」20 単位、「教科又は教職に関する科目」16 単位、「教職に関する科目」23 単位と定められている。⁽⁵⁾

中学校・高等学校では一般的には教科担任制が敷かれていることから、教員養成においても、「教科に関する科目」については、それぞれ必要な区分が設けられている。教育職員免許法施行規則第四条別表によれば、英語教員養成における「教科に関する科目」は「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の4つの区分がある。4 区分が求められるのは、当然のことなが

ら学習指導要領との関係が深いのである。しかし、この4区分について、さらに詳細に記述されているものではなく、各大学による教員養成の中で対応しているというのが現状である。

2 「異文化理解」とは何か

教育職員免許法施行規則や学習指導要領で示されている「異文化理解」に触れる前に、一般的に「異文化理解」はどのように考えられているかを抑えておきたい。

「異文化理解」は、「国際化」と「グローバリゼーション」、「国際コミュニケーション」と「異文化（間）コミュニケーション」などと共に現代を解き明かすキーワードのひとつとなっている。

「異文化理解」は前述の対になる用語として「国際理解」がある。最近の傾向を見れば、国家や政治を意識する「国際」よりも、「グローバリゼーション」・「異文化（間）コミュニケーション」・「異文化理解」の方がよく使われている現状がある。しかしながら、一般の『国語辞典』や『広辞苑』や『広辞林』には「異文化」はあるが、「異文化理解」の見出し語は見られない。書籍関係から「異文化理解」の表記や記述について注目しておきたい。まず、「異文化理解」という用語を誰が初めて使用したかははっきりしないが、西川長夫他編『グローバル化を読み解く 88 のキーワード』（平凡社、2003年4月）の原毅彦「異文化理解」(understanding other cultures)では、1964年に出版された J.Beattie の *Other Cultures* に注目している。この本は 1968 年にピアッティ / 蒲生正男・村武精一訳『社会人類学』（社会思想社）として翻訳され、出版された。このあたりが初期のものとなりそうである。「著者まえがき」には次のような文章が寄せられている。

異なる文化の理解は、すべてわれわれをとりまく世界に関し
て知識を増進させるものであり、もともと意義のあることだ

と私は思う。⁽⁶⁾

書名から「異文化理解」を探すと、1975 年の F. A. ハンソン / 野村博・飛田就一監訳『文化の意味——異文化理解の問題——』（法律文化社）や 1975 年の金山宣夫『国際交渉——異文化理解のために』（中央公論社）などが初期のものとしてあり、最近では 2001 年の青木保『異文化理解』（岩波書店） 2004 年の須田紀子『異文化理解への道』（青山社）など枚挙にいとまがない。2005 年 5 月 14 日現在で Yahoo! Japan で「異文化理解」を検索すると、46157 件ヒットする。

「異文化理解」は一般の辞書・事典類などで明確な定義がないので、時系列的に定義に匹敵するものを取り上げておきたい。

異文化を理解するのは、すでに自文化に立つとき主体であり、異文化に立つとき客体である。言い換えれば、異文化を理解する私は、「私が存在する」こと、「私が行為する」ことにおいてすでに自文化に立っており、そこに対象化される異文化について「理解する」という行為に現れ出る。⁽⁷⁾

自分の属している文化とは色々な点で異なっている他の文化、それも学問・芸術・価値観といった面だけでなく人々の基本的な生活様式（衣食住や対人関係のルールやコミュニケーションの方法などや社会問題など）について、一方ではできるだけ客観的な知的関心を寄せ、把握を試みるとともに、他方では、その文化に属している人々の立場、生活感情、願望などについて共感的理解をもつことである。⁽⁸⁾

ただ単に他国の異なった文化・そこに育った人々を理解するという表面的なことだけでなく、その国の言語・文化に固有のコミュニケーションや対人行動ルールをも正しく理解し、

異なった文化に育った人々と接触する際に円滑な対人関係や社会生活の維持が可能になるということまでを意味する。⁽⁹⁾

日本人に求められる「異文化理解」とは、交し合うメッセージに対して、自分と「異質」な相手とが同様の意味を抱くことのできる状態を指している。⁽¹⁰⁾

教育界からビジネス界や一般社会に至るまで、「異文化理解」と「国際理解」、「異文化コミュニケーション」と「国際コミュニケーション」などの用語がひんばんに見聞されるようになった。⁽¹¹⁾

異文化理解とは、自分の文化を押し付け、相手を尊重し、相手に不愉快な気持ちを与えないことである。⁽¹²⁾

数年の時間の流れがあるが、余り大きな変化は見られない。「異文化理解」という言葉は「異文化」+「理解」という造語であるが、実際にこの言葉は定義に関わらず、すでに定着していることも事実である。また、「国際文化交流」と「文化交流」の場合には、国内の場合には、文化交流もこの言葉が使用できるが、同様に、「異文化」を理解するということから、国内でも起きる現象であるが、「国際異文化理解」と言う表現のほうは全く奇異なことから、異文化＝外国といった捉え方が中心となっているようだ。

3 教育における「異文化理解」

教育界における「異文化理解」は2つあることをまず確認しておくべきだろう。ひとつはここで大きく取り上げる英語教員養成における「教科に関する科目」の一区分としての「異文化理解」である。もうひとつは、日本の教育の目標のひとつである「国際

理解」のひとつの切り口としての「異文化理解」である。

教員養成では教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、学習指導要領が重要となることは言うまでもないことだ。これ以外には文部科学省より発表される様々な計画がある。現在議論を巻き起こしている『『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』もそのひとつである。中学校・高等学校教員養成では教科別に免許状が付与されることから、教科に関する内容が重要となってくるのは当然のことだ。教科内容とは「各教科における教授 - 学習の目標とされ、生徒が身につけるべき知識（概念・原理・法則など）や技能をさす」^{（13）}のであり、これに応じて教員養成も、こうした教科内容を教授する人材養成の観点から法的に定められている「教科に関する科目」を扱うことになる。学習指導要領によれば、「異文化理解」の目標は、

英語を通して、外国の事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々を積極的にコミュニケーションを図るための能力や態度を養う。^{（14）}

とある。更にその内容として 6 項目が挙げられている。

- （１）日常生活
- （２）社会生活
- （３）風俗習慣
- （４）地理・歴史
- （５）科学
- （６）その他の異文化理解に関すること^{（15）}

さて、上記から考えられる「異文化理解」とは何であろうか。それは、「英語を通して、外国の事情や異文化（日常生活、社会生活、

風俗習慣、地理、歴史、科学)について理解を深めること」といった内容になるのではないだろうか。つまり、日本以外のことを英文で書かれてものを読んだり、そのことについてコミュニケーションをとれば、異文化理解の内容になるといったことになる。これが、現在英語教育界において示されている「異文化理解」といっても過言ではないだろう。教育職員免許法施行規則に定められている「教科に関する科目」としての「異文化理解」は、各大学によって授業科目は科目数や内容も様々である。もちろん、この区分での取得単位数もまちまちである。⁽¹⁶⁾学習指導要領における「異文化理解」の「取り扱い」でも、「実際の交流などのコミュニケーション体験を通して理解を深める」⁽¹⁷⁾とある様に、英語の運用能力を発揮する機会が重視されているように受け取れる。この「教科に関する科目」の4区分のうち、この区分だけがここ数年変わっているのである。「異文化理解」の前は、「外国事情」、その前は「比較文化」である。この変化は一体何を意味しているのだろうか。時代に合った内容へと変化しているということになるが、それは、英語が持っている「国際性」の要素をどのように考えるかによるのではないだろうか。つまり、教育界が抱えている国際理解教育にとって必要なものとは、現状では「比較文化」でもなく、「外国事情」でもなく、「異文化理解」だということなのだ。「交流」や「コミュニケーション体験」は、言語を通して行われる場合が多くなってくる。しかし、実際にはそこから先の理解が真の意味で異文化理解へとつながるのではないだろうか。交流や留学、ホームステイでの思わぬトラブルが、単なる言語の理解不足だけで起こるわけではない。こうした背景にある生活習慣的なもの、あるいは、その国や地域独特の風習などを知らなければ理解のできないものがたくさんある。

大切なことは、「英語を話せること」と「コミュニケーション

を図れること」とは異なるということである。円滑なコミュニケーションには、相手の国民性、文化の理解があって初めて、その意図を達成できるのである。⁽¹⁸⁾

一般的に「異文化理解」がこのように叫ばれるようになった背景には、国際社会における日本の立場もあろうが、1954年のユネスコの「国際理解と国際協力のための教育」が採択されたことに始まる。これにより「国際理解教育」という考え方が推進されるようになり、1969年の学習指導要領の改訂の中で「国際理解」が謳われたことにある。⁽¹⁹⁾さらに、大きな転機となったのは、1974年の「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」である。我が国ではこれに中央教育審議会や臨時教育審議会の答申を受けて、1989年には幼稚園から高等学校までの学習指導要領の改訂を初めて同時に行い、「国際理解」が日本の教育界の四大柱のひとつになったのである。⁽²⁰⁾「国際理解教育」は次のように定義されている。

世界の人々と相互の理解を深め、世界の平和の実現、基本的人権の尊重、地球環境問題等の解決のために協力し合う能力を育てることをめざす教育。⁽²¹⁾

これに伴い国際理解教育が推し進められるようになり、その中で「異文化理解教育」に焦点が当たって来たというのが実状である。つまり、教育全体から見た「異文化理解教育」という考え方と、英語科という教科としての「異文化理解教育」という二重構造が出来上がったことになる。では、教育全体から見た「異文化理解教育」とは何であろうか。

「異文化理解とは何か」という認識さえ確立していないのに、
「国際理解の基礎を培う」という新指導要領の目標を教室で
追求してゆかなければならない教師に、たとえ完璧な理論で
はないにしても、何とかその場を切り抜けるだけの文化的な
知識、理解、体験を与えて、異文化教育を進める方略を呈示
したい、⁽²²⁾

数年の間に考え方にも幅が出てきている。

国際理解と言った場合、これは人権、環境、平和等地球規模
の課題への取り組みを総称しているものであり、異文化理解
はそれらの課題の一つである。すなわち、国際理解には社会
科や国語、道徳などの科目が担当すべき課題も多く含まれて
おり、(省略)英語教育に求められている国際理解は、異文化理
解と、英語を通しての異文化間コミュニケーション能力の育
成である。⁽²³⁾

「国際理解教育」「異文化理解教育」を[1]世界市民意識
の養成、[2]異なる文化に対して寛容でありそれを尊重し
ようとする態度を養う、[3]自文化・自己の相対化、とい
う大きく三つの目的を達成するために行われる教育と定義す
る。⁽²⁴⁾

異文化理解教育はコミュニケーション学・心理学・社会学・
教育学がそれぞれ独自の切り口で研究を続けている若い学問
分野である。それ故に何をもって異文化理解教育と言うのか、
定義そのものに確たる共通理解ができあがっているとは言え
ない状態である。ところが皮肉なことに「異文化理解教育」
という用語は一般に広く認められていることばである。⁽²⁵⁾

さらに、現実の問題として、国際理解、異文化理解、国際交流、英語といったこれらの言葉は同一の範疇のものとして考えられ、「英語でコミュニケーションをとれば、国際交流となり、その結果、異文化理解が生まれ、国際理解につながる」といった単純図式化の下で英会話が重視されている懸念がある。この考え方はまさに、

「英語＝国際語、故に英語学習＝世界理解」と同型の「英語＝多文化にまたがる共通語、故に英語学習＝文化の多様性への理解」という短絡的思考⁽²⁶⁾

ということだ。また、英語教育に対する社会的要求の問題もある。

英語科教育において異文化理解の重要性が唱えられてきた割には、外国語教育の異文化理解教育に対する社会的要求は高くなく、その要求はむしろ言語技能の養成に向けられてきたと言ってよい。⁽²⁷⁾

今注目を浴びている小学校での英語導入がこうした図式に繋がらないことを願うばかりだ。この現象は「国際化」の議論と共通するところがある。

大いに問題になったのは、「国際化」論議における、この語そのものの概念である。国際化は、かつては「植民地化」と一致し、日本では、欧米主義的近代化と一致し、また最近では「アメリカ化」とあまり変わらない面ももっている。⁽²⁸⁾

つまり、学習指導要領をはじめ、国際理解教育、異文化理解教育

をすべて英語を通して行おうとするところに根本的なあやまちがあるのではないだろうか。従って、英語教員養成における「教科に関する科目」の区分「異文化理解」では英語圏の「異文化理解」に関するものが扱われるべきである。筆者自身、実際に教職の課程認定を受ける際の文部科学省初等中等教育局との事前相談では「西欧文化事情」「国際文化交流」という科目を配置していたところ、この科目の内容が英語圏を扱う内容であることを確認するために、シラバスの提出を求められた経験がある。「オセアニア文化事情」についても同様であった。このときの配置された科目としては「アメリカ文化事情」もあったが、これについては、シラバスの提出を求められなかったことを考えると、明らかに英語圏を扱っているかどうかを問題にしていたと受け取れる。これは文部科学省の見解として捉えることができるだろう。

英語についても「国際語としての英語」(English as an International Language)(EIL)という考え方が定着している。

いま、English の複数形として Englishes が使われている。それが何時頃から使われ始めたのかはわからないが、*World Englishes* という学術雑誌が創刊されたのが一九八一年だから、少なくともそれ以前であることは間違い。(中略)日本においても一九九八年に *Asian Englishes* という学術雑誌が創刊された。⁽²⁹⁾

一口に英語といっても多様化しているのである。英語もグローバル化の波に飲み込まれているのである。こうした現象を「英語学」で扱うのか、「異文化理解」で扱うのかといった議論は重要ではない。むしろ、英語の言語上の変容は「英語学」の中でも積極的に取り扱うべきであり、こうした社会背景を「異文化理解」で扱うのが理想である。4 区分に分かれていても、それが融

合して、はじめて広い教養が身に付けられるのではないだろうか。

4 英語教育の行方

ここ数年の英語教育に関する動きとして注目しておきたいのは、2000年1月の首相の私的懇談会「21世紀日本の構想 日本のフロティアは日本の中にある」である。これは小渕恵三首相の委嘱によるもので、いわゆる「英語第二公用語」の提言がおこなわれたことが、その後の英語教育に大きな影響を与えることとなった。同年、文部大臣の私的諮問機関「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会」が発足し、小学校への英語導入、2002年7月「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」、2003年3月の「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」へと繋がるのである。ここで、「21世紀日本の構想 日本のフロティアは日本の中にある」を再検討しておきたい。

21世紀の世界の主な潮流は、「グローバル化」「グローバル・リテラシー（国際対話能力）」「情報技術革命」「科学技術の進化」「少子高齢化」である。⁽³⁰⁾

ここで注目しておきたいのは、「グローバル・リテラシー」（国際対話能力）である。「グローバル・リテラシー」については以下の定義が行われている。

…、そのためには情報を瞬時に自在に入手し、理解し、意思を明確に表明できる世界へアクセスする能力」「世界と対話できる能力」を備えていなければならない。個人がそうした能力、つまり「グローバル・リテラシー」（国際対話能力）を身につけているかどうかは、彼または彼女が21世紀の世界をよりよく生きるかどうかを決めるだろう。⁽³¹⁾

ここで言われていることは、「情報」の理解と「国際対話能力」を身に付けるということだ。

この能力の基本は、コンピュータやインターネットといった情報技術を使いこなせることと、国際共通語としての英語を使いこなせることである。⁽³²⁾

「国際対話能力」については「第6章 世界に生きる日本」の中で次のように表現されている。

情報技術革命、グローバリズムを乗り越えて波乗りすることは容易ではない。インターネットと英語を共通語として日本国内に普及する以外にはないであろう。⁽³³⁾

現在、日本の教育が進もうとしている英語教育の根底がここに見える。「英語第二公用語」の提言は、まず学習指導要領の改訂により2002年度より「総合的な学習の時間」が設けられて、公立の小学校でも英語を教えることが可能となり⁽³⁴⁾、「小学校での英語教育」、義務教育の小学校への英語導入へと姿を変え、「国際対話能力」は「『英語の使える日本人』の育成のための行動計画」に姿を変えて、新しく登場したのである。「国際」＝「英語」としか考えられないのが日本の現状なのである。そのことは、前述の通りであるが、「『外国語の使える日本人』の育成のための行動計画」とならなかったことでもはっきりしている。さらに、英語に求めるものは、対話能力＝コミュニケーション能力＝英会話といった図式は、むしろ強化されたといってもよい。コミュニケーションには内容が伴わなければ「実践的なコミュニケーション」とはならない。誰が、何のために、どのような内容でコミュニケーション

ンをとるのが重要なのではないだろうか。誰かはっきりしないために、英語教育の目指すものがぼやけてしまっているように思えるのだ。「国際理解」といった曖昧な言葉が、はっきりとした定義付けのないままひとり歩きした結果、これにつながるすべてのものは怪しくなっている。

エピローグ

「異文化理解」を考える上で、「国際理解」という大きな枠組みの中のひとつとしてと考えられる場合と、英語科の教員免許状を取得するのに必要な「教科に関する科目」の場合とは求められるものが違うことをまず確認しておきたい。英語教員養成における「教科に関する科目」で最も重要なことは、4区分のバランスをとることと、区分「異文化理解」を他の3区分、「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」とどう関連付けていくことではないだろうか。確かにここ数年の大学のカリキュラムを見れば、海外研修や実地研修などが実施されているが、さらにどのような目的で、どのようなプログラムで実施したかによって内容に大きな差が出ることは明らかである。

最近、日本では大きな2つの英語教育政策が進行中である。

文部科学省が二〇〇二年に策定した「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」と、現在、正規の教科として導入するために環境整備が進められている小学校での英語教育である。⁽³⁵⁾

しかし、この原点は2000年1月の「21世紀日本の構想 日本のフロンティアは日本の中にある」であることも明らかにした。

2005年に入ってから、1月に英語・英米文学専門学術雑誌『英語青年』でも、「特集：大学の英語教育」が生まれ、5月の『英

語教育』では「特集：いま英語教師に求められているもの」が取り上げられ、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」の影響を受け、英語の実践的コミュニケーションの部分がどうしても強く取り上げられている。しかし、異文化を理解しない、言語上のコミュニケーションだけの「グローバル・リテラシー」などありえるのだろうか。真の意味で「グローバル・リテラシー」（国際対話能力）の獲得を目指すのであれば、単に会話能力にのみ目を向けるのではなく、バランスのとれたコミュニケーション能力が必要である。

注

- (1) 佐々木隆「教員養成のための英語教育」(『異文化の諸相』第25号、日本英語文化学会、2004年12月)。
- (2) 佐々木隆「学習指導要領と英語教員養成」(『武蔵野英語教育研究』第3号、武蔵野英語教育研究会、2005年7月) / 佐々木隆「学習指導要領と英語教員養成」(インターネット講座「教職課程と英語教育」第2回、イーコン、2005年8月)。
- (3) 佐々木隆「『教科に関する科目』と英語教員養成」(インターネット講座「教職課程と英語教育」第3回、イーコン、2005年9月)。
- (4) 柴田義松他編『教職基本用語辞典』(学文社、2004年4月) p.101.
- (5) 文部法令研究会監修『文部法令要覧』(ぎょうせい、2004年1月)より。
- (6) ピアッティ / 蒲生正男・村武精一訳『社会人類学』(社会思想社、1968年8月) p.7.
- (7) 飛田就一「異文化の構造」(筧文生・飛田就一編『国際化と異文化理解』法律文化社、1990年1月) p.20.
- (8) 星野命「異文化理解とは」(『教育と医学』第40巻第6号、

- 慶應通信、1992 年 6 月) p.497.
- (9) 真尾正博「異文化理解と英語教材」(『埼玉大学紀要教育学部』第 41 巻第 2 号、埼玉大学教育学部、1992 年 8 月) p.2.
- (10) 前田尚子「『異文化理解』という捉え方についての検討」(『異文化コミュニケーション研究』第 13 号、神田外国語大学異文化コミュニケーション研究所、2001 年 3 月) p.140.
- (11)「『異文化』と『国際』の違い——国際コミュニケーション」(古田暁・石井敏他編『異文化コミュニケーションキーワード [新版]』(有斐閣、2001 年 10 月) p.74.
- (12) 田中実、及川千代「異文化理解と教育」(『川村短期大学研究紀要』第 22 号、川村短期大学、2002 年 3 月) p.83.
- (13)『教職基本用語辞典』、p.32.
- (14)『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』(著作権所有：文部省、発行：開隆堂、1999 年 11 月) p.133.
- (15) Ibid., pp.134-135
- (16) 佐々木隆「『教科に関する科目』と英語教員養成」(「教職課程と英語教育」第 3 回) pp.8-10.
- (17)『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』、p.136.
- (18) 伊村元道『日本の英語教育 200 年』(大修館書店、2003 年 10 月) p.99.
- (19) 金子利雄「語学教育と異文化理解」(『佐野短期大学研究紀要』第 15 号、2004 年 1 月) p.15.
- (20) 示村陽一「『異文化』の概念の再検討——グローバル化と異文化理解——」(『武蔵野女子大学大学院紀要』第 2 号、2002 年 3 月) p.47.
- (21)『教職基本用語辞典』、p.36.
- (22) 佐野正之・水落一朗・鈴木龍一『異文化理解のストラテジー』(大修館書店、1995 年 3 月) p.i.
- (23) 宮崎洋子「英語科における異文化理解教育」(『比較文化研

- 究』第 35 号、日本比較文化学会、1997 年 11 月) p.77.
- (24) 池野修「英語科教育における異文化理解：可能性と限界」
(『愛媛大学教育実践総合センター紀要』第 18 号、愛媛大学
教育学部附属教育実践総合センター、2000 年 7 月) p.18.
- (25) 森泉哲「異文化理解教育」(渡邊時夫監修/酒井英樹編『英
語が使える日本人の育成』三省堂、2004 年 5 月) p.160.
- (26) 堀部秀雄「国際理解教育・異文化理解教育への異論」(『現
代英語教育』第 35 巻第 9 号、研究社出版、1998 年 12 月)
p.24.
- (27) 伊原巧「英語科授業における異文化理解教育」(『信州大学
教育学部紀要』第 80 号、信州大学教育学部、1993 年 12 月)
p.39.
- (28) 田中克彦『ことばのエコロジー——言語・民族・「国際化」』
(農村漁村文化協会、1993 年 8 月) p.82.
- (29) 山田雄一郎『日本の英語教育』(岩波書店、2005 年 4 月)
pp.204-205.
- (30) 「21 世紀日本の構想 日本のフロティアは日本の中にある」
(「21 世紀日本の構想」懇談会、[http://www.kantei.go.jp/
/21century/houkokusyo/1s.htm](http://www.kantei.go.jp/21century/houkokusyo/1s.htm)、2000 年 1 月)、p.19.
- (31) Ibid., p.4.
- (32) Ibid., p.4.
- (33) [http://www.kantei.go.jp/jp/21century/houkokusyo/
6s.htm](http://www.kantei.go.jp/jp/21century/houkokusyo/6s.htm)), p.18.
- (34) 伊村元道、p.233.
- (35) 山田雄一郎、pp.ii.

(9 月 15 日記)